

有線放送による放送の再送信に関する研究会 第4回議事要旨

1 日 時 平成19年12月7日(金) 15:00~17:00

2 場 所 総務省 第4特別会議室(5階)

3 出席者

(1) 構成員

新美座長、伊東座長代理、菊池構成員、高橋構成員、土佐構成員、
長田構成員、野原構成員、長谷部構成員、山下構成員

(2) 総務省

鈴木総務審議官、小笠原情報通信政策局長、河内官房審議官、
今林情報通信政策局総務課長、吉田放送政策課長、吉田地上放送課長、
藤島地域放送課長、長塩放送政策課企画官

(3) 説明者

① (社)日本ケーブルテレビ連盟

石橋理事長代行専務理事

佐藤区域外再送信特別委員会委員長

② (社)日本民間放送連盟

福田地上デジタル放送特別委員会委員

稲葉地上デジタル放送特別委員会委員

片岡日本テレビ放送網メディア戦略局長

4 議事要旨

(1) (社)日本ケーブルテレビ連盟(以下「CATV連盟」という)及び(社)日本民間放送連盟(以下「民放連」という)から、両連盟間の再送信同意に関する協議状況について資料4-1(非公開資料)に基づき説明があり、その後質疑応答が行われた。

(説明終了後、両連盟は会場から退出)

(2) 「中間とりまとめ骨子(案)」(資料4-2)について事務局から説明があり、その後質疑応答が行われた。

構成員から出された主な質問及び意見は次のとおり。

OP8の「(同意裁定)と推定する仕組み」については、有線テレビジョン放送法(以

下「有テレ法」という)を改正するというのではなく、ガイドラインに盛り込むという理解でよいか。

(事務局) そのとおり。

○注意喚起としてだが、P9に、「なお、民間で必要に応じ、著作権料とは別に、再送信の提供に係るサービスの対価について、当事者が協議の上一定の額を支払うことについて検討することが適当」とあるが、ガイドラインの中で何らかの言及があった方が良くはないか。

(事務局) 協議手続等に関するガイドラインの中に何らか書き込む余地はあるのではないかと考える。

○例えばの話だが、A県と隣接しているB県に対し区域外再送信を認めた場合、A県と反対側でB県と隣接しているC県も、経済的社会的つながりという理由でA県の放送波を再送信できるという事になりはしないか。

○連鎖的に区域外再送信を認めることは無理があるのではないか。

○個別の状況にもよるが、連鎖式の再送信は基本的には認めるべきではないと思う。

○少数チャンネル地域に対しては、例えば地域的・歴史的一体性といった他の要件が多少劣ったとしても、再送信を認めるように配慮すべきではないか。

○地理的、経済的一体性といった条件を、再送信を行える地域を狭める条件に使うのか広げる条件に使うのかで、両連盟の認識が分かれているように感じる。

○少数チャンネル地域については、4波になるまでは再送信を認めて欲しい。地方局の放送番組中7割はキー局と同じものが流れていると民放連は説明しているが、少なくともその7割は全国で見られるということになればよいのではないか。

○4波化政策で、地上放送ができない部分は有線テレビジョン放送で確保せよということか。

○そのとおり。

(事務局) ファクト面の整理としては、事業者間でお互いに再送信について同意されるものについては何ら否定されない。ただ、同意裁定は、放送事業者に同意を強制するような局面であり、その場合、放送事業者の意図の様なものを制限する根拠が、どの段階まで正当化されるかということについてご議論いただいているところ。

○少なくとも有テレ法の目的は、受信者の利益を保護するとともに、健全な事業発展を図り、公共福祉の増進に視するということであり、それに限られている。そういう意味では、基幹放送に関するナショナルミニマムや、その表現の自由、市場における重要性、民主主義社会の基盤形成という論議も分かるが、その達成のための議論は有テレ法にとどまる問題ではなく、極端に言えば放送政策全体の問題ではないか。

○事実関係として、少数チャンネル地域で、欠けている系列局を隣接県から持ってこられない例はあるのか。

- (事務局) 少数チャンネルの県で、隣接県に4波持つ県がないという例はない。
- ガイドラインで書かれる内容と、裁定制度の中での基準は別なのか、イコールなのか。
- (事務局) 今後の御議論次第であるが、イメージとして、解釈ガイドラインは、有テレ法上にある正当な理由の解釈になると思われる。基準となるものを明文化することでかなりの部分で予測可能になるということ。また、協議手続等に関するガイドラインは、協議する際に、いつ頃から、どのような手順で、何を説明し、どこから意見を聞き、どのようなスケジュール感で協議を進めればよいかということを決めるもの。
- 地域性についての説明の仕方として、放送の地域免許制の前提を踏まえた上で、あまり地域を越えて放送が広がりすぎないようにするというのが基本趣旨か。
- (事務局) もし解釈ガイドラインを作るとすれば、有テレ法上の条文上に正当な理由という文言があり、それをかみ砕いた解釈を明示化するもの。趣旨といったところまではさかのぼらない。
- 書かれる内容としてはそれでよいと思うが、説明する際に有テレ法の目的とどう関連づけるのか。そのような整理はなされているのか。
- (事務局) 解釈ガイドラインは法律の各条の解釈になるので、有テレ法の目的とはリンクする。今回まとめるであろう報告書に沿った形で、どう説明すれば視聴者・国民に一番わかりやすいかということで整理したい。
- そのあたりはP3の裁定制度の意義の部分で触れられているのではないか。基本的には県域免許制度を前提にしながら、地域性の考え方からすると隣県の放送も見られるようにするといいいというのが基本的発想。
- それで大丈夫とは思いますが、きちんと説明しておかないと不十分。
- 少数チャンネル地域については、隣接県に4波あれば、生活面・経済面での地域一体性を説明しなくても、隣接県にいるというだけで再送信が認められるという理解でよいか。
- 立証責任がどちらにあるかはわからないが、一般論としてP7に記載された「受信者の利益」については、当然チェックをかけていくものと理解。
- そこはまだ人によって理解が違うのではないか。
- 私は、4波までの再送信は、その他の要件を考慮せずに認められるべきではないかと考える。
- 私は反対。視聴者の利益と出演している実演家の利益を勘案するとそれは行き過ぎ。それと、今回の基準については、もう少し弾力的な行政解釈ができるほうがよい。あと、都道府県単位で隣県の放送について自動的に再送信を認めることは、広告や出演のことを考えると問題ではないか。
- 行政側の裁量を縛りすぎるのはどうか、という意見は賛成。行政に判断をある程度

ゆだねてもよいが、その考慮されるべき事由の最も重大なものとして「少数チャンネル地域への配慮」が入っていればそれで十分だと思う。

○当然に4波が認められるというのは書きづらい。それは具体的な考慮の上で生かしてもらおうことになるだろう。

○中身ではなくそもそものところで、ガイドラインという形には抵抗を感じる。正当な理由の基準についても本来は法律マターで書かれるべき。できれば中期的な課題として、ガイドライン行政的なものは漸次改善される方向で、トータルで検討されるべき。

○現在アナログ放送で見られているものについてどうするか。

(事務局) 前回の議論で、アナログ放送とデジタル放送に本質的違いはないという意見があった。視聴習慣の部分で書いてあるとおり、今見られているのであればアナログ放送であってもデジタル放送であっても、期間という問題はあるが、受信者の利益を考えると保護すべき。少なくとも当面は保護し続けることをガイドラインに明記するかどうかということになる。

○別の話になるが、視聴習慣が認められるとした場合、現在同意が得られていない再送信については、現状維持がなされない、ということか。

(事務局) 同意のない再送信については、様々な理由がある。判断について整理し切れていない部分もあるが、少なくともいくつかの段階はあるという認識。過去ずっと話し合いで解決しようとしており実態もあり、区分けが難しい事例もある。

○手続論だけでなく、実態を見る必要もあるということか。

○P7中段の「その他の県の地上放送を再送信により視聴するという「受信者の利益」」部分に、「視聴習慣、視聴実態」「再送信にかかわる過去の同意状況」についても明記した方が、今後考慮対象となることがわかってよいのでは。

○アナログ放送とデジタル放送の考え方について、解釈ガイドラインと両連盟の考え方が違ってきた場合、民間の取り決めが優先されるのか。

(事務局) 新しい制度の下で同意される範囲内であれば、アナログ放送・デジタル放送を問わず保護されると思われる。ただ、今見ているから保護される場合については、新たな枠組みで保護地域に入っていない場合は、過去の視聴習慣で保護されるものの、その保護には一定の期限があるかもしれない。そこは議論が分かれる、という整理。

○P1の「受信者の利益の保護並びに地域ニーズに対応した多様な情報の制作、調達及び流通の促進の観点から」検討するようにとの記述を踏まえ、多様な情報の制作、調達及び流通について現状より少しでも誘導できれば理想。だが、今の話を聞いていると現状維持も難しいという印象。どこかの要件を変えるということではなく、精神としてどこかに盛り込められればよい。

(事務局) 協議手続等に関するガイドラインや報告書の中で盛り込むような形で対処し

たい。

○現状は必ず守られなければならないかどうかは問題がある。2つの地域から区域外再送信を受けている事例もあり、そのうちの片方の再送信を終わりにするということはあってよい。

○再送信を行わないでほしいという要請がきわめて強い場合も維持されないものと思う。

○違法の程度の強い再送信は、このガイドラインの元で裁定申請を出しても、同意しなくともよいという裁定で決着すると思うが。

(事務局) その通りになると思われる。今後は、研究会でオーソライズされた解釈にしたがって裁定していくものとする。

○P10の著作権法の関係で「許諾ではなく、報酬請求のみができるようにする」の部分については、権利者が見たときに誤解を与えないような表現の仕方を検討する必要がある。

○もう少しきめ細かく表現した方がいいたろう。

○今回の研究会は、現行制度を前提に喫緊の問題を解決しようというスタンスであると理解しているが、今般の情報通信法制の話もあり、長期的には現行の枠組みは見直されていくものと理解してよいか。

○この課題はまさに当面の課題であり、今後放送と通信の大方針がどう決まるかによって、この問題も変わっていくものと認識している。

○P8に「推定する仕組み」とあるが、事業者が反証に成功すれば、そこは覆されるという理解でよいか。

(事務局) 本当はP7に記載している様々な事情を個別に精査していかなくては行けないが、全ての事例についてそうするとなかなかうまくいかないで、一定の地域であれば当然生活面での交流等があるとまずは認めて、その地域の有テレであれば同意裁定が行われる、とするということ。その上で、同意裁定が認められる地域内であっても経済面等の理由で一体性がないといえる特別な事情があれば、同意したくない側が反証すれば、同意裁定は出ない。逆に一定地域の外であっても特別な理由で関連性があるといった場合は、同意してほしい側が反証すればよいという仕組み。

○「推定する仕組み」については、もう少し詳しく記述した方が、混乱を招かずにすむと感じる。

○先ほど裁定基準を有テレ法上に明文化する話があったが、これは検討した上で断念したということか。それともガイドラインで十分であるという前提か。

(事務局) 法改正を検討することも一つの課題として認識。ただ現に裁定申請が出ているなどの状況で、まずは早期の解決が必要と考え、解釈で解決が可能であれば望ましいとの考え。

(事務局) 補足すると、法律では正当な理由という文言がよく出てきて、必ずしも個別

に全て書くことができない場合も多い。そういったときに、まず抽象的な表現にして、状況に応じて柔軟に解釈をする場面もあり、そういった実態面も踏まえている。
○可能であれば中間とりまとめ(案)に法律化、条文化すべきという意見があった旨、書き込んでいただければ。

- (3) 次回会合において、中間とりまとめ(案)をまとめることとされた。
- (4) 事務局から次回の日程について、12月21日(金)17:00から開催を予定しているとの説明がなされた。

以上